

行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

(平成十六年政令第三百十一号)

内閣は、行政事件訴訟法の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十四号)附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行期日は、平成十七年四月一日とする。